第明治三二十種五郵年三月物三十一認可日



**平成２２年（フ）第２２８号**
北海道帯広市西21条南４丁目39番地　新緑団地１号棟1202号
債務者　西久保ひとみ
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２２年（フ）第２３４号**
北海道帯広市西３条南20丁目14番地
債務者　柴山　貴光
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２２年（フ）第２３８号**
北海道中川郡池田町字旭町６丁目18番地　緑苑団地66号
債務者　西嶋　真希（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２２年（フ）第２４０号**
北海道帯広市東２条南１丁目１番地11　クレス東２条105
債務者　西村　幸枝（旧姓本村）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

## 破産手続廃止

**平成２２年（フ）第３０号**
北海道苫小牧市住吉町２丁目３番２―108号、開始決定時の住所北海道苫小牧市弥生町２丁目19番５―304号
破産者　竿田　裕治
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２２年（フ）第６４０号**
埼玉県鴻巣市三ツ木177番地８
破産者　株式会社埼玉地質コーポレーション
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第８３６号**
埼玉県蕨市中央７丁目44番13―206号
破産者　株式会社良品問屋
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第４６号**
愛知県尾張旭市庄中町塚坪2230番地
破産者　インドコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第５３４号**
名古屋市北区福徳町７丁目86番地２
破産者　株式会社タニガワ
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１２９５号**
名古屋市中川区二女子町４丁目29番地
破産者　有限会社上健工業
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第３０５号**
埼玉県所沢市大字中富744番地
破産者　マルイチ物産株式会社
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第３７１号**
東京都豊島区高田１―17―19、登記簿上の本店所在地東京都文京区関口１丁目46番９号
破産者　株式会社東京ビク
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第４８０号**
埼玉県川越市大字笠幡4598番地12
破産者　有限会社トウキョウカラーサービス
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第５６９号**
東京都東久留米市前沢１丁目４番42号
破産者　有限会社谷合鳶工業
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第２５９号**
神奈川県厚木市中町３丁目12番14号厚木ビル２Ｆ
破産者　株式会社ＰＤＯ・Ｃｏｍｐｕｔｅｒ
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第１４７号**
仙台市泉区住吉台東１丁目12番20号
破産者　有限会社ウインズ
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第３１９号**
神奈川県小田原市東町２丁目６番10号
破産者　宮田電気株式会社
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第１６８号**
東京都昭島市東町１丁目４番19号
破産者　有限会社昴建設
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第２６号**
新潟県燕市又新1016番地
破産者　小田　幸雄
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

**平成２１年（フ）第１４１号**
富山県高岡市太田1214番地
破産者　株式会社ヤマザキ金型
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部